資料⑥

研修資料の抜粋

Q&A形式の解説資料【民法編/行政手続・支援編】

Q＆A形式の解説資料（民法編）

父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議
令和７年６月３０日取りまとめ
令和７年８月２７日改訂（ハイライト部分）【案】

1　親の責務等（新民法第８１７条の１２）
2　父母相互の人格尊重・協力義務（新民法第８１７条の１２関係）
3　家庭裁判所が親権者の指定又は変更についての判断をする際の考慮要素（新民法第８１９条関係）
4　親権の行使方法等（新民法第８２４条の２関係）
5　その他

親の責務等（新民法第８１７条の１２）

Q	A
特定の事項について父母と子の意見が異なる場合には、父母は、「その子の人格を尊重」する観点から、子の意見と異なる行為をすることができないのか。	「子の人格を尊重」することは、父母が子の養育ることではない。父母は「子の年齢及び発達の程度場合には、子の意向に反する監護に係る行為をすることが明らかなことをしようとするときには、うことをもある。ただし、その際には、子に対して、伝えることが子の人格尊重の観点から望ましいこ
父母が子に対して負う「自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養」する義務（生活保持	新民法第８１７条の１２は、父母が生活保持義務規定していないことから、その範囲は解釈に委ね

Q＆A形式の解説資料（行政手続・支援編）

父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議
令和７年８月２７日取りまとめ

目次

1　総論……2
2　ひとり親家庭支援関係……3
3　児童扶養手当関係……3
4　障害者支援関係……4
5　住民票関係……5
6　民事法律扶助関係……6
7　税金（扶養控除）関係……6
8　学校関係……7
9　医療費助成関係……12
10　健康保険関係……12
11　生活保護関係……14
12　DV被害者保護・支援関係……14

1

※【民法○条】などの表記は、断りのない限り改正後の条文を示す

【民P○】などの表記は、Q&A形式の解説資料（令和8年1月14日改訂版）の該当箇所を示す

6

第１　親の責務等に関する規律の明確化

１　父母の責務の明確化

③　父母間の人格尊重・協力義務　【民法817条の12第２項】

義務違反と評価され得る具体例　【民P2】

・暴行、脅迫、暴言等の相手方の心身に悪影響を及ぼす言動や、誹謗中傷、濫訴等

・親権者の一方による養育に対する、他の一方の不当な干渉

・親権者の一方が、何ら理由なく他方に無断で子の居所を変更する

・父母の協議や家庭裁判所の調停・審判により親子交流についての定めがされたものの、父母の一方が特段の理由なくこれを履行しない

・父母の一方が、養育費や親子交流など、子の養育に関する事項についての協議を理由なく一方的に拒否する

・父母の一方が、正当な理由なく、子の監護に関する裁判所の判断に従わない

8

第１　親の責務等に関する規律の明確化

１　父母の責務の明確化

③　父母間の人格尊重・協力義務　【民法817条の12第２項】

無断で子の居所を変更する場合について

DVや児童虐待がある場合　【民P4】

・ＤＶや児童虐待から避難する必要がある場合
他方の親に無断で子を転居させたとしても、義務違反には当たらない

・DVがある場合に、無理な「協力」を求めるものではない　【民P5】

※ 単独親権者が子の居所指定権を行使する場合でも
他方の親に対する人格尊重・協力義務に配慮する必要がある

違反した場合の効果

親権者の指定・変更や親権喪失・停止の裁判の際に
その違反の内容及び程度が考慮される場合があり得る　【民P6】

9